

事業所ニュース

お問い合わせは所属の支部まで



東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971(代表)
FAX 03(5332)3972
発行人・編集人 吉川 豊
年間購読料1800円(定価50円)
講読料は組合費のなかに含まれています



新入社員が入ったら、東京土建の雇い入れ教育を利用し事業所に定着を

新入職者教育のご案内

新入職者に対して事業所が行う義務がある法定の「雇い入れ時教育」の一部を実施して、事業所の負担を軽減できます。各事業所では事業所ごとの事項（作業手順、作業開始前点検、現場ルールなど）も教育することで、一通りの内容の「雇い入れ時教育」で完了できます。

日付	2025年6月17日(火)～18日(水) 9:00～18:00
会場	東京土建技術研修センター(池袋)
内容	<ul style="list-style-type: none">●入職者に対して行う法定の「雇い入れ時教育」の一部<ul style="list-style-type: none">・建設労働の基礎知識・危険性の有害性（リスクアセスメント）・保護具・職業病・事故時における応急処置●「振動工具取扱作業安全衛生教育」 今回取得できる資格●「石綿特別教育」
お申込み	ご所属の東京土建各支部

建設業の基本学ぶ 魅力伝え事業所負担軽減



新入職者教育研修より
2024年6月

新入職者教育研修受講者の声

- 同じ受講者同士で現場の危険が共有できた
- 現場に活かせる内容が多く必要とする技術や資格がイメージで来た。

建設キャリアアップシステム 就業履歴の遡りの期限迫る (2029年3月末まで)

就業履歴は29年3月31日にレベル判定を行えば24年3月31までの経歴証明で就業履歴を遡る判定が出来ます。しかし24年4月1日以降の就業履歴は基本的にCCUSに蓄積された情報のみでカウントされます。

過去～2024.3.31

2024.4.1以降は

経歴証明で遡り
ができる期間カードタッチ等
でしか就業履歴
が貯まらない

※2029.3.31までにレベル判定申請をすれば
24.3.31まで就業履歴は遡り判定が認められる



事業主は労働者の安全を守るために事前に危険防止などについて教育が必要です。

①雇い入れ時、作業内容変更時の教育

新規雇い入れ、作業内容を変更したとき
▶新規雇い入れ時には東京土建技術センターで
行っている「新入職者教育」を活用しよう。

②特別教育：

危険または有害な業務に従事させる場合は、
その作業に則した特別教育
▶「石綿」「足場」「フルハーネス」「熱中症」など

③健康診断

▶職長・安全衛生責任者教育、作業主任など
あわせて、東京土建国保加入者は健康診断受診券
を使って、1年に1回提携医療機関で受診しよう。

各種講習は 東京土建技術センター をご利用ください。

シリーズ

賃金・単価引き上げの波を作ろう②

止まらない資材高騰、物価高騰により建設業においても賃金・単価の引き上げが急務です。この連載では請求・要求に向け様々な情報を不定期にお伝えしています。建設産業全体で共に声を上げて持続可能な業界をつくっていきましょう。

請求要求運動を広げて / 賃金・単価 UP

第3次担い手3法とは ～私たちが取り組んだ100万人請願署名による成果～

「持続可能な建設業の実現に向けた100万人国会請願署名」のとりくみなど、私たちの運動が国を動かした結果、昨年6月、国会で**第3次担い手3法改正**が可決しました。今回の改正のうち、とりわけ**改正建設業法**は、**労働者の処遇確保(=賃金の引き上げ)**を建設業者に努力義務化し、その原資となる適正な労務費等を確保・行き渡らせるために著しく低い労務費等による見積り提出や見積り依頼、総価での原価割れ契約を注文者だけでなく受注者にも禁止、著しく低い労務費を禁じるため国が「労務費の基準」を作成し、労務費の相場観をつくるものです。

まずは建設業者による適正な価格での見積り・請負契約の履行が前提にあり、事業者自らが**適正な価格交渉・転嫁、請求・要求していくことを後ろ支えする法改正**です。一方で、建設業においてはいまだ口頭による諾成契約、業法違反となる指値発注などが横行しています。今回の法改正を機に、書面による適正な労務費、材料費等を確保した見積りに基づく請負契約を取り先と交わす、必要なコストを請求・要求する商習慣を、すべての建設業者に広く行き渡らせなくてはなりません。

